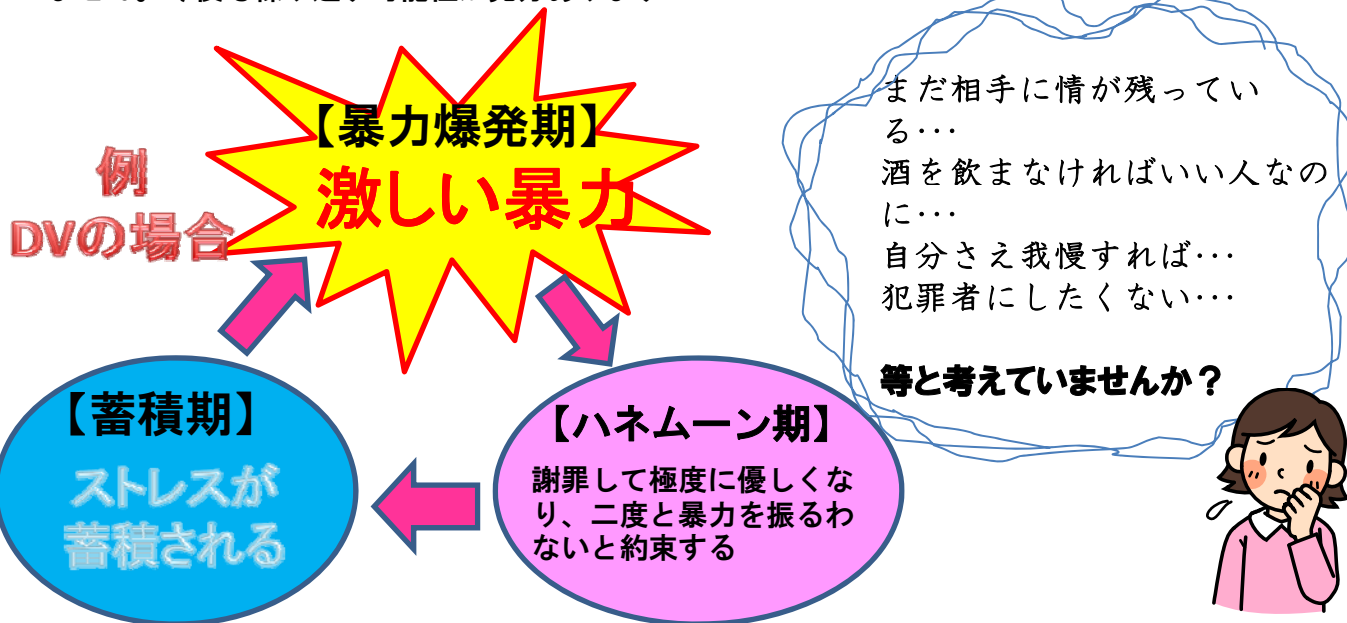


# 警察へ来られたあなたへ

## 1 知っていただきたいこと

- ・あなた自身や子供、親族、知人等に対する殺人や傷害等重大事件に発展するおそれがあります
- ・いったん暴力がおさまって相手が優しくなっても、それはいわゆる「ハネムーン期」かもしれません。今後も繰り返す可能性が充分あります



あなた自身やあなたの大切な子供、親族、知人等の命や体を守ることを第一に考えてみてください

## 2 あなた自身の決意と協力が必要です

- ・被害届・告訴(刑事手続)
- ・DV防止法に基づく保護命令の申立て(裁判所)  
保護命令「接近禁止」「退去」  
保護命令違反罰則有り
- ・ストーカー規制法に基づく警告の申出(警察)  
警告により「つきまとい等」を禁止  
警告違反による禁止命令  
禁止命令違反は処罰有り

その他

- 警察官による注意、口頭警告等
- 様子を見る

※警察からのアドバイス

- ・親族等に相談  
(あなたの命、体を本当に大切にしてくれる人に相談)
- ・専門の弁護士、行政書士に相談  
(証拠収集、保管等に関する相談を)
- ・相手方の知らない場所への転居や一時避難は、被害防止の上で有効です



3 別紙「DV・ストーカー等への対応について」にあなたの現在のお気持ち・意思のご記入をお願いします